

## 令和4年度山形県中小企業採用活動支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、中小企業者の人材確保を図るため、中小企業者が実施する採用活動に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に、中小企業者が実施した採用活動事業とし、対象事業の内容、対象経費等は別表のとおりとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる対象経費に別表に定める補助率を乗じた額と別表に定める上限額のいずれか低い方の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）の合計額とする。

### (交付申請)

第4条 規則第5条の規定に基づく補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入れ控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表1に掲げる事業区分に要するそれぞれの経費の20パーセントを超える増減以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定に基づく補助事業等状況報告書は、知事の要求があったときは速やかに、事業実施状況調書(別記様式第5号)を添付して、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は令和5年3月8日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書(別記様式第6号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(支払い)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業について帳簿及びすべての証拠書類(以下「書類等」という。)を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の書類等を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日に属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に規定されていない事項等については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

事業区分	事業内容	事業類型	対象経費	補助率	補助上限額
魅力発信事業	中小企業者が、正社員の採用のため、自社の魅力を求職者に対し発信する事業（同者においてこれまで取り組んだことのない事業に限る）	採用ホームページ新設・充実	謝金、旅費、広報費、借損料、雑役務費、資料作成費、通信運搬費、委託費、手数料、消耗品費及び当該実施事業内容から知事が必要であると認められた経費	1 / 2 (小規模事業者の場合は2 / 3)	25万円
		広報動画作成			20万円
		就活サイト等利用			20万円
		インターンシップ新設・充実			10万円

(別記様式第1号)

事業計画書

1 事業計画 (実施する事業類型の欄のみ記入)

事業区分	事業類型	事業の概要	新規・拡充等の別	過去3年における実施の有無
魅力発信事業	採用ホームページ新設・充実		新規・拡充	有・無
	広報動画作成		新規・拡充	有・無
	就活サイト等利用		新規・拡充	有・無
	インターンシップ新設・充実			

※企画書など参考資料があれば添付してください

2 採用予定 人数 \_\_\_\_\_人 勤務地 県内・県外・両方

3 経費配分 (実施する事業類型の欄のみ記入) (単位:円)

事業区分	事業類型	補助事業の対象経費 (a)	補助率 (1/2 又は 2/3) (b)	補助対象経費 (a) × (b)	上限額	補助金 (申請) 額 ※1,000円未満切捨
魅力発信事業	採用ホームページ新設・充実				250,000	
	広報動画作成				200,000	
	就活サイト等利用				200,000	
	インターンシップ新設・充実				100,000	
合計						

※業者見積書など参考資料があれば添付してください

4 補助事業完了予定日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

5 事業所の参考情報

- (1) 主たる業種 (日本標準産業分類における大分類) \_\_\_\_\_
- (2) 資本金 (令和4年4月1日現在) \_\_\_\_\_円
- (3) 常時雇用する従業員者数 (令和4年4月1日現在) \_\_\_\_\_人
- (4) 主たる事業、製品、サービス内容 \_\_\_\_\_

(別記様式第2号)

収 支 予 算 ( 精 算 ) 書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	(精算額)	(比較増減)	備考
県補助金				
その他				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

事業区分	事業類型	経費区分	予算額	(精算額)	(比較増減)	備考
魅力発信事業	採用ホームページ新設・充実					
	広報動画作成					
	就活サイト等利用					
	インターンシップ新設・充実					
合計						

※ 行が不足する場合は適宜挿入すること

※ 収支精算書には、下記を添付すること

- ① 支出が確認できる書類（領収書、振込明細書等）の写し
- ② 事業の実施が確認できる資料（構築したホームページを印刷したもの、作成したパンフレット等）

(別記様式第3号)

番 号  
令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所  
名称  
代表者 職・氏名

令和4年度山形県中小企業採用活動支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更し、補助金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受けたいので、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
  - (1) 事業の内容  
(別記様式第1号に準じて作成すること)
  - (2) 経費配分  
(別記様式第1号に準じて作成すること)

(別記様式第4号)

番 号  
令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所  
名称  
代表者 職・氏名

令和4年度山形県中小企業採用活動支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- ・ 補助事業の中止（廃止）の理由



(別記様式第5号)

事業実施状況調書

1 補助事業の実施状況（実施する事業種類の欄のみ記入）

事業区分	事業類型	実施状況	今後の予定
魅力発信事業	採用ホームページ新設・充実		
	広報動画作成		
	就活サイト等利用		
	インターンシップ新設・充実		

2 補助対象経費執行状況（実施する事業種類の欄のみ記入）

（単位：円）

事業区分	事業類型	補助事業の 対象経費	支出済額	今後支出 見込み額	補助金 交付決定額
魅力発信事業	採用ホームページ新設・充実				
	広報動画作成				
	就活サイト等利用				
	インターンシップ新設・充実				
合計					

(別記様式第6号)

## 事業実績書

### 1 事業計画 (実施する事業類型の欄のみ記入)

事業区分	事業類型	事業の実績	完了日
魅力発信事業	採用ホームページ新設・充実		
	広報動画作成		
	就活サイト等利用		
	インターンシップ新設・充実		

### 2 経費配分 (実施する事業類型の欄のみ記入)

(単位：円)

事業区分	事業類型	補助事業の 対象経費 (a)	補助率(1/2 又は2/3) (b)	補助対象 経費 (a)×(b)	上限額	補助金 (実績)額 <small>※1,000円未満切捨</small>
魅力発信事業	採用ホームページ新設・充実				250,000	
	広報動画作成				200,000	
	就活サイト等利用				200,000	
	インターンシップ新設・充実				100,000	
合計						

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\begin{aligned} & \text{間接補助事業の対象経費のうち別表に定める経費} \\ & \text{— 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助対象経費} \end{aligned}$$

(別記様式第7号)

番 号  
令和 年 月 日

山形県知事 殿

住所  
名称  
代表者の役職・氏名

令和4年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和4年度山形県中小企業採用活動支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金額（要綱第10条による額の確定額）                        | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。